○国土交通省告示第四百四十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

道路の区域	路線名	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
中神戸市北区有野町二郎字籠谷六六八番一から同市北区八多町字北垣内二有野町二番一郎まで	中国縦貫自動車道		後	最小 三三（メートル）	四六九一七（メートル）
			前	最小 三三	四六九一七

○国土交通省告示第四百五十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

道路の区域	路線名	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
神戸市北区有野町二郎字幡鉾八七九番から同市北区八多町中字戸崎一一区有野町八一番まで	山陽自動車道吹田山口線		後	最小 四（メートル）	六二〇（メートル）
			前	最小 二三〇四	五八〇

○国土交通省告示第四百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第２　事業の種類　九州新幹線武雄温泉・長崎間線路建設工事及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　長崎県東彼杵郡東彼杵町木場郷字久保尻及び字江川内地内

長崎県大村市鬼橋町、植松一丁目、植松二丁目、三城町、向木場町、岩松町、小川内町及び平町地内

長崎県諫早市永昌町、宇都町、小船越町及び津久葉町地内

長崎県長崎市船石町、現川町及び天神町地内

２　使用の部分　長崎県東彼杵郡東彼杵町木場郷字久保尻、字山浦、字北瀬滝、字上瀬滝、字南瀬滝、字鹿喰山、字下清水、字猿字治及び字江川内地内

長崎県大村市鬼橋町、植松一丁目、植松二丁目、三城町、武部町、水計町、赤佐古町、木場二丁目、木場一丁目、向木場町、岩松町、小川内町及び平町地内

長崎県諫早市永昌町、宇都町、小船越町、津久葉町、貝津町及び久山町地内

長崎県長崎市船石町、現川町、三川町、西山台二丁目、西山台一丁目、三原二丁目、三原三丁目、江平三丁目、江平一丁目、坂本二丁目、浜平二丁目、上銭座町、浜平一丁目及び天神町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「九州新幹線武雄温泉・長崎間線路建設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、佐賀県武雄市武雄町大字富岡字竹ノ下地内から長崎県長崎市尾上町地内までの延長67.0kmの区間（以下「本件区間」という。）における線路建設工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「九州新幹線武雄温泉・長崎間線路建設工事」（以下「本体事業」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第13条第１項第１号に係る事業であり、法第３条第７号の２に掲げる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業については、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第９条第１項に基づき、起業者である鉄道・運輸機構は平成24年６月29日付け及び平成29年５月19日付けで工事実施計画の認可を国土交通大臣より受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

九州新幹線（福岡市・長崎市間）は福岡県福岡市を起点とし、佐賀県佐賀市、長崎県大村市等を経由し、長崎県長崎市を終点とする路線であり、高速輸送体系の一環として、国民経済の発展と行動可能圏域の拡大に資することなどを目的とするものである。

本件事業の完成により、武雄温泉停車場で九州旅客鉄道株式会社が運行する既存の在来線と接続し、福岡市と長崎市を中心とする九州西部地区が在来線と高速性及び安全性を特長とする新幹線で結ばれ、博多停車場から長崎停車場までの間は１時間48分から約１時間29分に、佐賀停車場から長崎停車場までの間は１時間11分から約50分に、武雄温泉停車場から長崎停車場までの間は１時間19分から約25分に所要時間が短縮されるなど、沿線の各都市間の交通の利便性が向上すると認められる。新幹線の整備による交通の利便性の向上は、日常的な生活圏、通勤・通学圏等の行動可能圏域を拡大させるほか、旅行者の滞在可能時間の増加や旅行範囲の拡大がもたらされるなど、地域経済の活性化に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、工事実施計画の認可申請に当たり、鉄道・運輸機構の前身である日本鉄道建設公団が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成14年１月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、列車の走行に伴う騒音については環境基準を超過する値が見られるものの、起業者が行った騒音予測解析等によれば、防音壁の嵩上げ等により環境基準を満足することとしており、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。